

# 意見陳述書

2024（令和6）年4月25日

水戸地方裁判所

民事第2部合議A係 御中

原告 荒川 照明

この度、弁論更新にあたり、原告団5名を代表し、昨年9月8日の台風13号により処分場予定地流域に発生した洪水被害について、意見を申し上げます。

1 私は1942年10月25日生まれ、現在81歳で、日立市台原町に住んでいます。

小学校から高校までは福岡県甘木市（現在朝倉市）で過ごしました。高校卒業後は茨城県日立市の日立エンジニアリングに就職し、その後日立製作所に転属、2002年3月に定年退職しました。

退職後は、日立市諏訪町でつくしんぼ保育園を運営する社会福祉法人諏訪福祉会の理事長に就任し、2013年6月に退任、現在に至っています。

私の子ども3人は、つくしんぼ保育園の無認可時代から預けてお世話になりました。

今回の産廃最終処分場建設予定地である日立市諏訪地区は、自然豊かな環境で、1980年創立のつくしんぼ保育園でも、鮎川の川のぼりや諏訪梅林を大切な水遊びの場に使っています。

2 2020年5月、大井川和彦茨城県知事が日立市諏訪町太平田に産廃最終処分場を建設すると発表しました。私は、自然豊かな諏訪地区に産廃処分場は最も相応しくないと思い、同年8月市民有志とともに「県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会」を結成。2021年9月には有志5名で本件訴訟を提起したのです。

3 昨年9月8日の台風13号による洪水被害については、翌日から鮎川流域・唐津沢林道および唐津沢湖の現地に入り、その被害実態を「鮎川流域の洪水爪痕の記録写真集」（甲第37号証）にまとめていますので、それに基づき意見陳述します。

2023年9月8日夕刻、友人が電話で、日立市役所が台風で大変なことになる。市役所裏の川2本の合流部が氾濫し、駐車場・地下室および広場に土砂が流れ込み、市役所は停電になり災害対策本部が消防本部に移ったと教えてくれました。日立市内が大きな被害を受けていることで、処分場予定地の

鮎川流域・唐津沢も大変心配になりました。

私たち原告団は、翌日の9月9日・11日・12日・16日・30日、1月3日・5日と現地を見てきました。

9月9日午前7時過ぎ、諏訪町の原告森川正さんが梅林通り・諏訪梅林と県道37号の被害状況を撮影し、午前9時過ぎからは私も同行しました。梅林通りは歩道まで川となり、草木はなぎ倒され、流されてきた錦鯉もいました。諏訪梅林には多数の流木が残されており梅林公園への浸水被害は明らかで、梅見橋脇の民家は擁壁が壊され、玄関・庭が水浸しになっていました。県道37号の道路は土砂が混じり、途中が土砂崩れで通行止めとなっていて午前中はその先の唐津沢には行けませんでした。

9日午後は県道37号が通行可能となっていたので、処分場予定地の唐津沢に向かい、唐津沢の入り口部より中に入りましたがその光景は驚きでした。広い入口は土石で溢れ河原状態になっていたのです。

原告の助川靖平さん・鈴木鐸士（たくじ）さんも来ており、これ以上行くのは危ないと言われましたが、森川さんと二人で先に行きました。唐津沢林道はほとんど土石で覆われ、いたるところに陥没があり、水路は土石で埋まり、水路切替管の入り口は土石枝木が詰まり塞がれていました。青い湖面の唐津沢湖は水面が上昇して土色となっていました。山の洪水の酷さを目の当たりして、この日は上流部に行くのは危険なため途中で引き返しました。

翌々日11日に森川さんと二人で現地に行きましたが、この時の光景も驚きでした。唐津沢の広い入口部にはショベルカー等重機があり、河原状態になっていた土石は脇に集められ広々と平らに整地されていました。僅か2、3日後に洪水の傷跡が見えなくなり、何事も無かったかのような姿になっていました。

12日も現地に森川さんと行きました。林道に溜まっていた土石流木は道路脇に集められ、陥没部は埋められて、林道の中腹部迄は整地が進んでおり洪水の被害が一層見えなくなっていました。しかし、今回林道での洪水傷跡の写真は今後に生きるの撮っていてよかったですと思いました。

林道の唐津沢上流域には、新搬入道路のトンネルが計画されており、県道37号から道のりは800m余で20分ほどで着きます。

この日の現地調査で最も驚いたのは、林道沿いで新搬入道路予定地のトンネル出入口にたどり着いた時です。目前に現れたのが唐津沢上流部の無残な崩落の姿でした。有ったはずの道路は崩落で無くなり、破壊された水路切替槽や水路管がむき出しになり、唐津沢湖まで続く崩落の爪痕でした。原告の鈴木鐸士さんが再三警告していた唐津沢降雨域の豪雨がトンネル出入口部に洪水

となって押し寄せることが、現実起きていました。

私たちは、洪水による唐津沢崩落の全容を知るには、西側林道からの撮影のみでなく、東側や上空からの姿がどうしても必要なのでドローンで空撮することにしました。

9月30日に原告4人（荒川・助川・鈴木・森川）も同行して崩落現場の空撮となりました。

唐津沢上流域からの洪水によるトンネル出入り口部の崩落が鮮明になり、水路切替槽の破碎跡、長さ80m・巾30m・深さ7mの崩落等洪水爪痕の実態を動画と145枚の静止画像で明らかにしました。この記録を残すため「鮎川流域の洪水爪痕の記録写真集」（甲37号証）を作成したのです。

今回上流域の洪水で、推定増加水量22万 $m^3$ （22万トン）が激流となって唐津沢湖に流れ込み、湖面は7～8m上昇し普段は青い湖が土色となりましたが、そのために鮎川下流の洪水被害が今回程度で助かったと言えます。もし唐津沢湖に廃棄物が山積みされておれば、豪雨洪水で廃棄物が押し流され、鮎川下流により甚大な被害が起きることは想像に難くありません。現在の唐津沢湖は、期待通り防災ダムの機能を果たしたのです。

本年1月3日と5日現地に行くと、唐津沢の崩落箇所は、水路切替槽を修復し、土嚢で土盛りをしたのみで、上流からの豪雨洪水に対する対策は何もされていません。今回の台風13号で唐津沢は、あらためて「洪水浸水区域」であることが現実の洪水で証明されました。

昭和22年9月カスリーン台風で、処分場予定地の太平田鉱山跡地・唐津沢は、甚大な洪水被害を受けております。日立セメント五十年のあゆみ31頁（甲27号証）ではその時の様子をこう記しています。

「太平田鉱山が時ならぬカスリーン台風の直撃を受けた。・・・クラッシャーが土砂に埋没し、索道の起動所は破壊された。事務所、鉄工所、コンプレッサー室などは浸水して機能は麻痺、工場からの救援隊も途中県道の橋梁流失や決壊で、やむなく山越えし迂回するなど復興には困難を要した。」

裁判官におかれましては、ぜひ処分場予定地を現地検証され、その際には甲37号証「鮎川流域の洪水爪痕の記録写真集」とともに洪水の現実を検証され、防災ダムの機能をも有する唐津沢湖を守り、産廃処分場建設を阻止する判断をされるよう、切にお願い致します。

以 上